

記入例

路外駐車場廃止 ~~(休止・再開)~~ 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 富山市長

富山市〇〇町〇丁目〇番〇号
(株) 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

| | | | | | | |
|---|-----------------|---------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 1 | 駐車場の名称 | 〇〇〇〇駐車場 | | | | |
| 2 | 駐車場の位置 | 富山市〇〇町〇丁目〇番〇号 | | | | |
| 3 | 規模 | イ | 駐車場の区域の面積 | 6,500.48 平方メートル | | |
| | | ロ | 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D) | 10,420.32 平方メートル | | |
| | | | a | 建築物である部分 | 駐車場の用に供する部分の面積 (A) | 5,418.49 平方メートル (駐車台数 台) |
| | | 一般公共の用に供する部分 | | | それ以外の部分 平方メートル (駐車台数 台) | |
| | | | | 車路等の面積 (B) | 5,001.83 平方メートル | |
| | | b | 建築物でない部分 | 駐車場の用に供する部分の面積 (C) | 平方メートル (駐車台数 台) | |
| | | | | 一般公共の用に供する部分 | それ以外の部分 平方メートル (駐車台数 台) | |
| | | | | 車路等の面積 (D) | 平方メートル | |
| | | | | 駐車場の用に供する部分の面積の合計 (A+C) | 一般公共の用に供する部分 | 5,418.49 平方メートル (駐車台数 台) |
| | | | | | それ以外の部分 | 平方メートル (駐車台数 台) |
| 4 | 構造 | イ | 建築物である部分 | 鉄骨、鉄筋コンクリート造 | | |
| | | ロ | 建築物でない部分 | | | |
| 5 | 設備 | イ | a | 特殊の装置の有無 | なし | |
| | | | b | 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の概要 | 認定の番号 特殊の装置の名称等 | |
| | | ロ | それ以外の設備 | 換気設備、警報設備、消火設備 | | |
| 6 | 附帯業務のための施設 | なし | | | | |
| 7 | 従業員概数 | 5人 | | | | |
| 8 | 廃止・休止・再開 (予定) 日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | | | | |

備考

- 1 路外駐車場休止届出書及び再開届出書にあつては、変更しようとする部分を朱記すること。
- 2 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 3 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 4 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 5 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）、及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあつては、その旨を記載すること。
- 6 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 7 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 8 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による大臣認定番号を記載すること。
- 9 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 10 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 11 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

届出添附図面

- (1) 路外駐車場の位置を表示した縮尺1/10,000以上の地形図
- (2) 次に掲げる事項を表示した縮尺1/200以上の平面図
 - イ 路外駐車場の領域
 - ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）
 - ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第7条第1項に規定する道路の部分、陸橋の下、橋及びトンネル
- (3) 建築物である路外駐車場にあつては、縮尺1/200以上の各階平面図並びに2面以上の立面図及び平面図